

かわら版

(この資料は全部お読みいただいても 60 秒です)

認定医療法人制度の利用状況

認定医療法人制度は、平成 29 年 10 月より持分有り医療法人が持分なし医療法人へ移行する場合において、計画的な取り組みを行った場合には国の認定により資金の過度な負担無く実施できる制度として期限付きで導入され、現在令和 8 年 12 月 31 日までを期限としている特例制度です。

持分有り医療法人の出資持分は財産として相続税や贈与税の対象となり、更にその持ち分に応じて払い戻しを請求できる制度となっているため、持分有り医療法人の中にはその法人の承継においてオーナーに多額の資金負担が発生したり、それにより争いが生じるところもありました。

厚生労働省によれば、令和 6 年 3 月で認定医療法人の認定数は 1,044 件(病院 589 件、診療所 455 件)ですが、持分有り医療法人数は 36,393 法人となっており、移行数は当初見込まれていた数より限定的と言われています。利用しない理由としてはやはり個人の財産権が失われることや移行要件を負担と感じていることなどが挙げられるようです。

しかしながら厚生労働省による認定医療法人へ移行した法人へのアンケート調査では、純資産額 5 億円以上の法人が約 6 割を占める一方で 3 億円未満の法人の活用もあること、後継者が決まっていなかったが将来を見据えて制度活用した法人が 4 割であること、この制度を活用して「良かった」とする評価は約 7 割を占め「失敗だった」とする評価は全体の 1%のみであったことが紹介されています。移行した法人では規模を問わず概ね好評のようです。

移行手続きには認定要件 4 項目、運営に関する要件 8 項目が掲げられています。運営要件ではいわゆる「役員の親族要件」は含まれていません。認定取消要件は、移行期限までに移行していないことその他 7 項目、特に移行完了後 6 年間は運営に関する要件を満たしておく必要があります。

特例制度の利用期限はあと 2 年半と迫っており、持分有り医療法人においては移行を選択する場合としない場合のメリット・デメリットを正確に把握したうえで、この制度の利用の可否を再度検討することにも必要かと思われます。